

「白岡市心をつなぐ手話言語条例」が 施行されました！

～手話を使いやすい地域社会を実現しましょう～

手話が言語であるということは、平成 18 年に「障害者の権利に関する条約」において世界的に認められ、我が国においても平成 23 年に「障害者基本法」上で明記されました。

このことから、聞こえるかたたちが日本語の音声言語で学び、さまざまな情報を得て暮らしているように、ろう者は手話で学び、生活のあらゆる場面で手話を使って暮らせる「共生社会」の実現を目指し、市では「白岡市心をつなぐ手話言語条例」を制定し、令和 2 年 6 月 26 日（金）から施行されました。



この条例の案は、 市民の皆さんとつくりました

この条例は、白岡市聴覚障害者協会、手話サークル、公募のかたがたなどで構成する検討会において検討を重ね、案を作成しました。

この案について、パブリックコメントを実施した後、条例案としてまとめ、議会で可決されました。

白岡市心をつなぐ手話言語条例 Q & A



手話って
どういうもの？

ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使う言葉だよ。手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語で、ろう者の母語なんだ！



ろう者ってどうい
うかたなの？

耳が聞こえないかたのうち、手話や読話（唇・舌の動きや表情から話の内容を読み取ること）や筆談などでコミュニケーションをとって生活しているかたのことだよ。



手話を覚えたいん
だけど、どうした
らいいかなあ？

白岡市聴覚障害者協会が「手話奉仕員養成講座」を開催するよ。興味があるかたは、福祉課に連絡してね。



問合せ 福祉課障がい者福祉担当 内線162～165